

下水道分野における共同処理の活用事例

○地方自治法においては、これまで「事務の委託」、「一部事務組合」や「協議会」等の複数の市町村で事務を共同処理する制度が示されていたが、これまで社会資本の維持管理にこれらの制度を活用している事例は下水道分野以外にはほとんど見られない。

社会資本整備審議会・第2回下水道小委員会
(平成26年10月10日)当日資料より作成

■ 下水道分野における共同処理の活用事例

一部事務組合

- 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにおいて、総務大臣、その他のものにおいては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。(地方自治法第284条)
 - 一部事務組合の規約には、議会の組織及び議員の選挙方法の規定を設けなければならない。(地方自治法第287条)
- (実施箇所数:22箇所 H23年度末時点)

出典: H23下水道統計(公益社団法人 日本下水道協会)



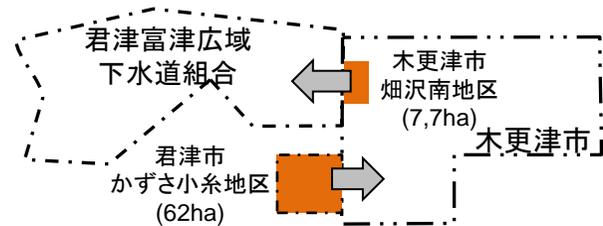
事務の委託

- 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。(地方自治法第252条の14)

(実施箇所数:下水道232箇所(うち市町村から都道府県への使用料徴収委託92箇所))

出典: 総務省 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ

■ 事例 一部処理区の汚水及び雨水等の処理に関する事務の委託



「事務の委託」の内容

関連事業体	委託範囲	規約名
君津富津広域下水道組合事務の一部を木更津市に委託	君津市かつさ小糸の区域(62ヘクタール)から排除される汚水及び雨水並びにこれに伴い発生する汚泥の処理に関する事務	君津富津広域下水道組合と木更津市との汚水及び雨水等の処理に関する事務の委託に関する規約 (H11.11.26制定)
木更津市事務の一部を君津下水道組合に委託	木更津市畑沢南地区(7.7ヘクタール)から排除される汚水及び雨水並びにこれに伴い発生する汚泥の処理に関する事務	木更津市と君津富津広域下水道組合との汚水及び雨水等の処理に関する事務の委託に関する規約 (H11.12.22告示)

出典: 君津富津広域下水道組合例規集